

# 伊 勢 市 公 報

第 191 号  
平成 25 年 10 月 21 日  
月 曜 日

## 目 次

	頁
<b>条 例</b>	
○ 伊勢市市税条例の一部を改正する条例	2
○ 伊勢市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例	8
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則	18
○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	21
<b>告 示</b>	
○ 平成 25 年度補正予算の要領について	23
○ 平成 24 年度決算に基づく健全化判断比率の状況について	35
○ 平成 24 年度決算に基づく資金不足比率の状況について	36
○ 認可地縁団体の認可について	37
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙関係	
・ 選挙人名簿の選挙時登録の登録基準日等を定めることについて	39
・ 選挙時登録にかかる選挙人名簿登録者一覧表の縦覧場所を定めることについて	40
・ 候補者届等の書類提出場所について	41
・ 郵便をもって投票用紙を発送する日を定めることについて	42
・ 不在者投票用紙等の交付場所について	43
・ 投票記載所における氏名等掲載順序のくじを行う場所及び日時について	44
・ 投票の順序を定めることについて	45
○ 三重海区漁業調整委員会委員選挙関係	
・ 三重海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について	46
<b>上下水道告示</b>	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	47
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の事業の廃止について	48
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	49
<b>公 告</b>	
○ 農用地利用集積計画について	50
○ 公示送達	51
<b>公 表</b>	
○ 平成 24 年度定期監査等結果に対する措置状況について	52

伊勢市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 10 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第24号

### 伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第47条の2第1項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

第47条の5第1項中「当該年度の前年度において第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額」に改める。

附則第7条の4中「附則第19条第1項」の次に「、附則第19条の2第1項」を加える。

附則第16条の3の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第33条第1項」に、「配当所得の金額（以下」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上

場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第19条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第19条の2を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中

の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

附則第19条の3から第20条までを削る。

附則第20条の2第2項中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改め、同条を附則第20条とする。

附則第20条の3を削る。

附則第20条の4第2項中「附則第20条の4第1項」を「附則第20条の2第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同項第2号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に、「附則第20条の4第4項」を「附則第20条の2

第4項」に改め、同項第3号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え、同項第4号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同条第6項中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同条を附則第20条の2とする。

附則第20条の5を削る。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第47条の2第1項及び第47条の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成28年10月1日

(2) 附則第7条の4、第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正規定並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日

(経過措置)

第2条 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正後の伊勢市市税条例（以下「新条例」という。）第47条の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収に

については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第7条の4、第16条の3及び第19条から第20条の2までの規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

伊勢市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例等の一部を  
改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 10 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一



## 伊勢市条例第25号

伊勢市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例

(伊勢市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例(平成17年伊勢市条例第57号)の一部を次のように改正する。

附則第4項に見出しとして「(延滞金の割合の特例)」を付し、同項中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手当の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を「その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)」に改める。

(伊勢市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢市後期高齢者医療に関する条例(平成19年伊勢市条例第36号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

- 5 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(伊勢市国民健康保険条例の一部改正)

第3条 伊勢市国民健康保険条例(平成17年伊勢市条例第101号)の一部を次のように改正する。

附則第5条中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を「その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特

例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改める。

（伊勢市介護保険条例の一部改正）

第4条 伊勢市介護保険条例（平成17年伊勢市条例第102号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改める。

（伊勢市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正）

第5条 伊勢市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成17年伊勢市条例第167号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（延滞金）

第9条 受益者は、第5条第2項の納期限後にその分担金を納付する場合においては、当該分担金の額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する金額の延滞金を加算して納付しなければならない。

- 2 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる分担金の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、切り捨てる。
- 3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、切り捨てる。
- 4 前3項に定めるもののほか、延滞金の徴収に関し必要な事項については、伊勢市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例（平成17年伊勢市条例第57号）の定めるところによる。

附則第4項を削る。

附則第3項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「（延滞金の割合の特例）」を付し、同項中「第9条」を「第9条第1項」に改め、「延滞金の」の次に「年14.5パーセントの割合及び」を加え、「同条」を「同項」に、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）

中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)に改め、同項を附則第4項とする。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項の次に次の1項を加える。

3 当分の間、合併前の二見町の区域に係る農業集落排水事業分担金については、この条例(第5条第3項、第9条及び次項を除く。)の規定にかかわらず、なお合併前の条例の例による。

(伊勢市道路占用料徴収条例の一部改正)

第6条 伊勢市道路占用料徴収条例(平成17年伊勢市条例第155号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第4条」を「第3条」に、「14.5パーセント」、「7.3パーセント」を「年14.5パーセント」と、「年7.3パーセント」に、「7.25パーセント」を「年7.25パーセント」に、「附則第4項中「7.3パーセント」を「附則第4項中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と、「年7.3パーセント」に改める。

(伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第7条 伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成17年伊勢市条例第177号)の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

(延滞金)

第10条 受益者は、第6条第3項の納期限後にその負担金を納付する場  
合においては、当該負担金の額に、その納期限の翌日から納付の日ま

での期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する金額の延滞金を加算して納付しなければならない。

- 2 管理者は、受益者が前項の納期限までに負担金を納付しなかったことについて、やむを得ない事由があると認める場合においては、同項の延滞金を減免することができる。
- 3 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる負担金の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、切り捨てる。
- 4 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、切り捨てる。
- 5 延滞金の額を計算する場合において、第1項に定める年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

附則第3項中「この条例の規定（第4条を除く。）」を「この条例（第4条、第10条、次項及び別表を除く。）の規定」に改める。

附則第4項中「第10条」を「第10条第1項」に改め、「延滞金の」の次に「年14.5パーセントの割合及び」を加え、「同条」を「同項」に、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中に

においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)に改める。

(伊勢市公共下水道事業区域外流入協力金徴収条例の一部改正)

第8条 伊勢市公共下水道事業区域外流入協力金徴収条例(平成17年伊勢市条例第178号)の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

(延滞金)

第8条 第5条第1項の規定による通知を受けた者は、同項の納付期日後にその協力金を納付する場合においては、当該協力金の額に、その納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント(当該納付期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する金額の延滞金を加算して納付しなければならない。

2 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる協力金の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、切り捨てる。

3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、切り捨てる。

4 前3項に定めるもののほか、延滞金の徴収に関し必要な事項については、伊勢市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例(平成17年伊勢市条例第57号)の定めるところによる。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

- 2 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の伊勢市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例附則第4項、第2条の規定による改正後の伊勢市後期高齢者医療に関する条例附則第5項、第3条の規定による改正後の伊勢市国民健康保険条例附則第5条、第4条の規定による改正後の伊勢市介護保険条例附則第5項、第5条の規定による改正後の伊勢市農業集落排水事業分担金徴収条例附則第4項、第6条の規定による改正後の伊勢市道路占用料徴収条例第6条、第7条の規定による改正後の伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例附則第4項並びに第8条の規定による改正後の伊勢市公共下水道事業区域外流入協力金徴収条例第8条及び



附則第2項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 10 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第26号

伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成18年伊勢市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「事業者の名称」を「事業所の名称」に改め、同条第2号中「指定の申請者」を「指定の申請者の名称」に改め、同条第6号中「介護保険事業者番号」を「介護保険事業所番号」に改める。

第6条中「指定地域密着型サービス事業所」を「指定地域密着型サービス事業者」に改める。

様式第1号中「（あて先）」を「（宛先）」に、「介護保険法に規定する事業者」を「介護保険法に規定する事業所」に、

事業所等の所在地

(郵便番号            —            )	を
県                    郡市	
-----	
」	

フリガナ	
事業所の名称	
事業所の所在地	(郵便番号            —            )
	県                    郡市
-----	

	に、	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	を
	に、「介護保険事	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	業
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
		複合型サービス	

業者番号」を「介護保険事業所番号」に、「更新年月」を「更新年月日」に改め、同様式備考3中「法人所轄庁」欄を「法人所轄庁」欄は」に改め、同様式備考7中「すべて」を「全て」に改める。

様式第2号中「(あて先)」を「(宛先)」に、「介護保険事業者番号」を「介護保険事業所番号」に改める。

様式第3号中「(あて先)」を「(宛先)」に、「廃止(休止・再開)」を「廃止・休止・再開」に、「介護保険事業者番号」を「介護保険事業所番号」に、「休止・廃止」を「廃止・休止」に改める。

様式第4号中「(あて先)」を「(宛先)」に、「介護保険事業者番号」を「介護保険事業所番号」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 10 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 27 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 2 項第 13 号中「(1)から(12)まで」を「前各号」に改め、同表第 3 項第 5 号中「(1)から(4)まで」を「前各号」に改め、同表第 4 項第 3 号中「うるし」の次に「、テレピン油」を加え、同項第 9 号中「(1)から(8)まで」を「前各号」に改め、同表第 6 項第 5 号中「(1)から(4)まで」を「前各号」に改め、同表第 7 項第 3 号中「四—アミノジフエニル」を「4—アミノジフエニル」に改め、同項第 4 号中「四—ニトロジフエニル」を「4—ニトロジフエニル」に改め、同項第 12 号中「(1)から(11)まで」を「前各号」に改め、同号を同項第 15 号とし、同項中第 11 号を第 14 号とし、第 10 号を第 13 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

(11) 1・2—ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

(12) ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

別表第 1 第 7 項中第 9 号を第 10 号とし、第 6 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん

別表第 1 第 10 項中「前各号」を「前各項」に改める。

様式第 2 号から様式第 11 号までの規定及び様式第 13 号から様式第 16 号までの規定中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 25 年 10 月 1 日から適用する。

伊勢市告示第 85 号

平成 25 年 9 月 30 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 25 年度補正  
予算の要領は、次のとおりです。

平成 25 年 10 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 平成25年度 伊勢市一般会計補正予算（第3号）

平成25年度 伊勢市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、206,416千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、48,568,543千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。



第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,096,734	50,321	6,147,055
	2 国庫補助金	1,396,210	49,601	1,445,811
	3 委託金	36,293	720	37,013
16 県支出金		2,756,230	21,633	2,777,863
	2 県補助金	935,237	20,833	956,070
	3 委託金	272,642	800	273,442
17 財産収入		40,740	74,310	115,050
	2 財産売払収入	10,085	74,310	84,395
20 繰越金		75,609	52,652	128,261
	1 繰越金	75,609	52,652	128,261
21 諸収入		498,390	7,500	505,890
	5 雑入	479,237	7,500	486,737
歳入合計		48,362,127	206,416	48,568,543

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,357,981	30,000	4,387,981
	1 総務管理費	3,362,643	30,000	3,392,643
3 民生費		16,594,923	2,869	16,597,792
	2 老人福祉費	3,794,796	2,869	3,797,665
4 衛生費		4,562,394	34,468	4,596,862
	1 保健衛生費	2,768,822	34,468	2,803,290
7 商工費		301,773	7,500	309,273
	1 商工費	301,773	7,500	309,273
8 観光費		689,817	1,232	691,049
	1 観光費	689,817	1,232	691,049
9 土木費		5,962,412	37,000	5,999,412
	5 都市計画費	3,554,892	37,000	3,591,892
10 消防費		2,719,911	625	2,720,536
	1 消防費	2,719,911	625	2,720,536
11 教育費		4,024,862	92,722	4,117,584
	1 教育総務費	940,730	15,907	956,637
	2 小学校費	737,586	10,000	747,586
	3 中学校費	558,601	17,214	575,815
	5 社会教育費	695,492	49,601	745,093
歳 出 合 計		48,362,127	206,416	48,568,543

## 第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額(千円)
10 消防費	1 消防費	避難所等整備事業	9,555

## 第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
指定袋制度運営事業 (平成25年度債務負担行為)	自 平成25年度 至 平成27年度	158,540
連携リハビリテーション医学講座設置事業	自 平成26年度 至 平成27年度	48,000
工場等立地促進奨励金 (平成25年度債務負担行為)	自 平成25年度 至 平成26年度	22,293
伊勢フットボールヴィレッジ推進業務委託	自 平成25年度 至 平成26年度	5,000
伊勢市立宮川中学校スクールバス運行業務委託	自 平成25年度 至 平成28年度	80,610

## 平成25年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成25年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、28,796千円を追加し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、11,859,135千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		1	28,796	28,797
	1 繰越金	1	28,796	28,797
歳入合計		11,830,339	28,796	11,859,135

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 諸支出金		3,501	28,796	32,297
	1 償還金及び還付加算金	3,501	28,796	32,297
歳 出	合 計	11,830,339	28,796	11,859,135

## 平成25年度 伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第1号）

平成25年度 伊勢市の観光交通対策特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、127,972千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、665,273千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		122,300	37,000	159,300
	1 一般会計繰入金	122,300	37,000	159,300
3 繰越金		1	90,972	90,973
	1 繰越金	1	90,972	90,973
歳入合計		537,301	127,972	665,273



## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 観光交通対策事業 費		537,271	127,972	665,243
	1 管理費	521,671	127,972	649,643
歳 出	合 計	537,301	127,972	665,273

平成25年度伊勢市病院事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 平成25年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。 （単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
市立伊勢総合病院施設維持管理包括業務委託	自 平成25年度 至 平成28年度	243,700

伊勢市告示第 86 号

平成 24 年度決算に基づく健全化判断比率の状況について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、平成 24 年度決算に基づく健全化判断比率の状況を次のとおり公表します。

平成 25 年 10 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

（単位：％）

項 目	比 率	上段：早期健全化基準
		下段：財政再生基準
実質赤字比率	—	11.83
		20.00
連結実質赤字比率	—	16.83
		30.00
実質公債費比率	5.9	25.0
		35.0
将来負担比率	—	350.0

（注）数値が算定されない場合は、「—」で表記

伊勢市告示第 87 号

平成 24 年度決算に基づく資金不足比率の状況について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、平成 24 年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり公表します。

平成 25 年 10 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	—	20.0
水道事業会計	—	
下水道事業会計	—	
認知症対応型共同生活介護事業会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	

(注) 数値が算定されない場合は、「—」で表記

## 伊勢市告示第 88 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく地縁による団体を次のとおり認可しましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 25 年 10 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 名称

浦口自治連合会

### 2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報、回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 公民館等、施設の維持管理
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関する事。

### 3 区域

本会の区域は、伊勢市浦口 1 丁目から 3 丁目までの区域とする。

### 4 主たる事務所

本会の事務所は、伊勢市浦口 2 丁目 8 番 5 号に置く。

### 5 代表者の氏名及び住所

中川 隆司

伊勢市浦口 1 丁目 14 番 7 号

### 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の

選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

(1) 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

(2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

9 認可年月日

平成 25 年 10 月 8 日

伊勢市選挙管理委員会告示第 58 号

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 14 条第 2 項の規定により、平成 25 年 10 月 27 日執行予定の伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定基準となる日及び登録を行う日並びに縦覧に供する日を次のとおり定めます。

平成 25 年 10 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 鈴木 市郎

記

- 1 被登録資格の決定の基準となる日  
平成 25 年 10 月 19 日  
(年齢については、平成 25 年 10 月 27 日とする。)
- 2 登録を行う日  
平成 25 年 10 月 27 日
- 3 縦覧に供する日  
平成 25 年 10 月 20 日

伊勢市選挙管理委員会告示第 59 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 2 項の規定により平成 25 年 10 月 19 日に永久選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、下記のとおり定めますので、同法第 23 条第 2 項の規定により告示します。

平成 25 年 10 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市郎

記

縦 覧 の 場 所      伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号  
伊勢市役所東庁舎 4 階  
伊勢市選挙管理委員会室



伊勢市選挙管理委員会告示第 60 号

平成 25 年 10 月 27 日執行予定の伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙における候補者届等の書類を提出すべき場所を、下記のとおり定めます。

平成 25 年 10 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 鈴木 市郎

記

提出場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号  
伊勢市役所東庁舎 4 階  
伊勢市選挙管理委員会室

ただし、10 月 20 日午前に関り、伊勢市長選挙については伊勢市役所東庁舎 4 階第 3 会議室、伊勢市議会議員選挙については伊勢市役所本館 3 階市議会委員会室とします)

伊勢市選挙管理委員会告示第 61 号

公職選挙法施行令第 53 条第 1 項及び第 59 条の 4 第 3 項の規定による不在者投票の投票用紙等を選挙期日の告示の前日に請求を受けた場合にあつて、郵便をもって発送する時は、選挙期日の告示の日の前々日からと定めます。

平成 25 年 10 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市郎

伊勢市選挙管理委員会告示第 62 号

平成 25 年 10 月 27 日執行予定の伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙における不在者投票用紙等の交付場所を、下記のとおり定めます。

平成 25 年 10 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市郎

記

- |   |                     |                         |
|---|---------------------|-------------------------|
| 1 | 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号 | 伊勢市役所東庁舎 4 階伊勢市選挙管理委員会室 |
| 2 | 伊勢市二見町茶屋 420 番地 1   | 二見総合支所                  |
| 3 | 伊勢市小俣町元町 540 番地     | 小俣総合支所                  |
| 4 | 伊勢市御菌町長屋 1221 番地    | 御菌総合支所                  |

伊勢市選挙管理委員会告示第 63 号

平成 25 年 10 月 27 日執行予定の伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙における投票記載所の候補者氏名等掲載順序のくじを行う日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成 25 年 10 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市郎

記

- |   |     |   |        |
|---|-----|---|--------|
| 1 | 日 時 | 平成 25 年 10 月 20 日（日）                              | 午後 6 時 |
| 2 | 場 所 | 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号<br>伊勢市役所東庁舎 4 階<br>伊勢市選挙管理委員会 |        |

## 伊勢市選挙管理委員会告示第 64 号

平成 25 年 10 月 27 日執行予定の伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙において、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 122 条の規定により次のとおり定めます。

平成 25 年 10 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市郎

- 1 伊勢市長選挙の投票
- 2 伊勢市議会議員選挙の投票

伊勢市選挙管理委員会告示第 65 号

平成 25 年 9 月 1 日現在で調製した三重海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成 25 年 10 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 鈴木市郎

記

- 1 縦覧日時 平成 25 年 10 月 20 日（日）から 11 月 3 日（日）までの間、  
毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 2 縦覧場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号  
伊勢市役所東庁舎 4 階  
伊勢市選挙管理委員会室  
(休日は、本庁舎 1 階守衛室)

伊勢市上下水道事業告示第 25 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 25 年 10 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
331	カワカミ建備	松阪市船江町 469 番地 2	平成 25 年 9 月 30 日

伊勢市上下水道事業告示第 26 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 7 条第 1 項の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から事業廃止の届出があったので、次のとおり告示します。

平成 25 年 10 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	事業廃止年月日
135	橋本ホームサービス	鳥羽市国崎町 375 番地	平成 24 年 9 月 24 日



伊勢市上下水道事業告示第 27 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 25 年 10 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
332	ダイワ空調設備株式会社	津市島崎町 248 番 地	平成 25 年 10 月 7 日

伊勢市公告第 63 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 25 年 10 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 64 号

公 示 送 達

下記の者の平成 25 年度国民健康保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 25 年 10 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所	記号番号
中井 広己	伊勢市吹上 2 丁目 12 番 31 号 春代荘	15196
荒井 均	伊勢市勢田町 326 番地 5 ことぶき荘 10 号	42421
田中 茂	伊勢市船江 2 丁目 8 番 2 号	202356
世古 康弘	伊勢市大湊町 1118 番地 137	580455

伊勢市監査委員公表第5号

平成24年度定期監査等結果（後期）（意見）に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成25年10月15日

伊勢市監査委員 畑 芳嗣  
伊勢市監査委員 中井 豊  
伊勢市監査委員 山根 隆司

定期監査等結果（後期）に対する措置状況

定期監査

【都市整備部】

所管課等	監査結果（後期）（意見）	措 置 状 況
監理課	<p>（１）不法係留されているプレジャーボートの対策について、引き続き国県への要望を行うとともに、不法占有の実態等について現状の調査に努められたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>現在、国土交通省が勢田川（一色町地内ほか）に重点的撤去区域を、また三重県が宇治山田港湾（二見町今一色地内）に放置等禁止区域を指定し、放置船対策が進められています。今後も国県及び勢田川等水面利用対策協議会等と連携を図りながら放置船対策を進めていきたいと考えています。</p> <p>平成21年1月時点で、宇治山田港湾に係留されている船舶は約900隻です。今後、放置船対策の状況をみながら、係留船舶の把握に努めていきたいと考えています。</p>
都市計画課	<p>（１）伊勢市市街地再開発事業等補助金については、補助金交付決定の判断根拠として、専門家による調査と評価等を実施しているところであるが、交付確定にあたっては、実績報告の審査とともに、調査内容について十分に精査され、補助金を交付されることを望むものである。</p>	<p>「実施中」</p> <p>現在、専門コンサルタントによる調査結果及び補助金等交付規則に基づき実績報告等の書類審査を進めているところです。全ての審査が完了次第、補助金額を確定し交付する予定です。（10月下旬交付予定）</p>
建築住宅課	<p>（１）住宅使用料及び住宅新築資金等貸付事業償還金の収入未済額の解消については、公平負担の観点からも引き続き努力されるよう望むものである。</p>	<p>「実施中」</p> <p>本人及び相続人への納付指導・請求のほか、連帯保証人への納付指導依頼及び請求を実施するとともに、本人・保証人・相続人の実態調査、納付再開に向けた督促の強化、口座振替の推進を実施することにより、収納率の向上に努めています。</p> <p>また、指定管理者と協力しながら、住宅使用料の滞納者へ素早く適切な対応を行うよう努めています。</p>

【二見総合支所】

所管課等	監査結果（後期）（意見）	措 置 状 況
二見総合支所地域振興課	（１）機構改革等業務の変化に伴い、公用車の稼働日数の減少が見られる。状況に応じて適宜、配車台数等の見直しを図られ、不要な維持経費の削減に取り組まれない。	「措置済み」 稼働日数の少ない平成3年式、走行距離数 60,507 キロメートルのトヨタハイエースを廃車とするか検討を行った結果、新車購入の下取りを目的に管財契約課へ所管替えを行いました。

【小俣総合支所】

所管課等	監査結果（後期）（意見）	措 置 状 況
小俣総合支所地域振興課	（１）機構改革等業務の変化に伴い、公用車の稼働日数の減少が見られる。状況に応じて適宜、配車台数等の見直しを図られ、不要な維持経費の削減に取り組まれない。	「措置済み」 稼働日数の少ない、軽貨物車1台を5月8日教育委員会に、特殊用途車1台を9月1日都市整備部にそれぞれ移管し、現在は普通・小型乗用車1台及び軽貨物車2台に減車し、維持経費の削減に努めています。

【上下水道部】

所管課等	監査結果（後期）（意見）	措 置 状 況
水道事業	<p>（１）水道施設の老朽化、耐震化への対応など、水道経営を取り巻く環境は今後厳しくなることが予想される。水道事業の経営にあたっては、非効率な施設の廃止などさらなる効率化を推し進めるとともに、必要な設備投資については計画的に進められたい。</p> <p>（２）水道料金については、利用者負担の公平性及び企業会計の健全性の維持の観点からも、引き続き収入未済額の解消に努められたい。</p>	<p>「実施中」 水源地・配水池の比較的小規模な施設・設備を休止・停止し、施設の集約と効率化を進めているところです。 水道基本計画の実施計画に沿いながら、更新計画・耐震化計画を策定して、計画的な設備投資に努めてまいります。</p> <p>「実施中」 滞納繰越分の滞納者に対する強制停水、戸別訪問、電話催告を強化するとともに、新たな長期滞納者を発生させないよう、早期の催告を行うことにより、収納の確保に努めています。 また、水道料金の徴収等については、民間委託を行っているので収納率の向上に向けた対策の強化を求めています。</p>

下水道事業	<p>(1) 下水道事業受益者負担金及び下水道使用料については、利用者負担の公平性及び企業会計の健全性の維持の観点からも、引き続き収入未済額の解消に努められたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>滞納繰越分の滞納者に対する戸別訪問、電話催告を強化するとともに、新たな長期滞納者を発生させないよう、早期の催告を行うことにより、収納の確保に努めています。</p> <p>下水道使用料の徴収等については、民間委託を行っているので収納率の向上に向けた対策の強化を求めています。</p> <p>悪質な滞納者に対しては、債権回収対策室へ移管しての滞納処分を実施しています。</p>
-------	---	--

【教育委員会】

所管課等	監査結果（後期）（意見）	措置状況
教育総務課	<p>(1) 小中学校の空調設備整備事業については、状況に応じて空調機の賃貸借を行っているところであるが、リース物件は対象物件の現存価格によりリース料に高低があるものの、仕様書には詳細が記されていないため、物件の規格等を具体的に記載するなど、仕様書の内容について精査されたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>空調機の賃貸借において、リース物件に中古品を使用する場合は、その機器の減価償却資産の耐用年数以内のものを使用することとし、仕様書において製造年月を指定するとともに、その製造日が確認できるものを提出することとしました。</p> <p>このことにより一定以上の現存価格を有するものを納品するようにしました。</p>

【消防本部】

所管課等	監査結果（後期）（意見）	措置状況
消防本部 総務課	<p>(1) 消防業務については特殊勤務が多いので、ひとりでも多くの職員が必要な資格を取得できるように、研修や講習への計画的な派遣に努められたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>救急に関する研修・講習への参画は、職員の資格や勤務都合を考慮し派遣しています。</p> <p>救急救命士においては三地域メディカルコントロールで定められている必須履修単位をクリアーできるよう病院実習、研修・講習に参画しています。特に、病院実習については、実習前に実習者全員の実習日程を策定し医療機関と調整のうえ実施しています。</p> <p>救急救命士の資格取得については、事前</p>

		<p>に派遣職員の人選を行い派遣の確保に努めています。</p> <p>救急以外の諸資格取得にかかる研修・講習への参画については、勤務異動、勤務年数、勤務する所属、勤務人員等を考慮し、資格取得後の運用においても偏りのないよう順次人選し派遣しています。</p> <p>また、年度当初に各課において年間業務計画を作成し、その中で研修・講習等の日程を再度確認し、勤務都合等を考慮し人選しています。</p> <p>研修や講習への参画全般について、偏りなく、幅広く人選するよう部内（各課）に周知しました。</p>
--	--	--

随時監査（工事監査）

【産業観光部】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
観光事業課	<p>（1）観光案内サインについては今後の維持管理にも配慮が必要となる。今後共、観光案内サインを産業観光部の施設として占用物件扱いとするか、道路法上の道路付属物（標識）に移管していくかについてそれぞれの場合の利点欠点を精査されるなど今後の方向性を検討されたい。</p> <p>（2）施工箇所が21箇所と点在しており工期内竣工に向けて適切な工程管理に努められたい。</p> <p>（3）施工箇所が21箇所と点在しており歩行者、自転車、自動車の交通安全の確保に一層の注意を払われたい。</p>	<p>「検討中」</p> <p>観光案内サインについては、現在は産業観光部の施設として国道・県道・市道の管理者に占用許可申請を行い、許可を受けている状態です。観光案内サインについても色々な形状や内容があることから、まずは、道路法上の道路付属物として可能な観光案内サインと不可能な案内サイン等を確認し、利点欠点を精査して今後の方向性を検討します。</p> <p>「措置済み」</p> <p>毎月、随時工程表の提出を求め、施工業者と密接に連絡をとり工程管理に努めています。</p> <p>「措置済み」</p> <p>施行計画書の提出を求めて歩行者、自転車、自動車の交通安全の確保に努めています。</p>



農林水産課	<p>(1) 工法比較を行う場合は、現場状況を精査し現場に合わない断面は検討対象から外すなどの配慮をされたい。</p> <p>(2) 建設業許可票等の標識類は現場の地理的状況から施工現場の対岸に一式設置されている。建設業の許可票は公衆の見やすい場所、施工体系図や緊急体制体系図などは工事関係者が見やすい場所に掲示する等それぞれの目的に応じて適切な位置に掲示するよう配慮されたい。</p> <p>(3) 今後不測の事態に対する備えとして、地元に対する説明会及び関係機関との協議等を実施した場合は記録を整備するよう努められたい。</p>	<p>「措置済み」 工法比較については、経済性、施工性、安全性等を精査し、現場に即した工法での対応を図ります。</p> <p>「措置済み」 建設業許可票等の標識類及び施工体系図等については、住民及び工事関係者が見やすい場所・目的に応じた位置への掲示を図ります。</p> <p>「措置済み」 地元及び関係機関との協議については、その協議を記録として整理するよう努めます。</p>
-------	--	--

【都市整備部】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
基盤整備課	<p>(1) 当該駅前広場は外宮への参拝客の起終点となる場所であり、人の往来の多い場所である。歩行者の安全な案内誘導のため引き続き交通誘導員を適正に配置して交通安全に配慮されたい。</p> <p>(2) 駅前ということで、歩行者、バス、タクシー等の交通確保しながらの切り替え施工となる。それに伴い建設業許可票、労災保険成立票、施工体系図、緊急連絡体制図等も移設となるが、引き続き公衆の目につきやすい場所に設置するよう務められたい。</p>	<p>「措置済み」 歩行者の安全を考慮した交通誘導員の配置を行い、交通安全に配慮しました。</p> <p>「措置済み」 分割施工を行ったことに伴い、建設業許可票、労災保険成立票、施工体系図、緊急連絡体制図等をその都度公衆の目につきやすい場所に設置しました。</p>

	<p>(3) 工期が厳しい状況にある。今後より一層各工種の工程圧縮に努め可能な限り早期に竣工を迎えられるように工程管理に務められたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>可能な限り工程短縮を行い工事の竣工を迎えました。</p>
--	---	---

財政援助団体等監査

【社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会】

所管課等	監査結果（意見）	措 置 状 況
<p>社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会</p>	<p>(ア) 決算書の事業活動収支計算書において、積立金の収支が分かりづらいため、社会福祉法人会計基準に従って、明確な脚注を加えるなど、だれにもわかりやすい決算諸表の作成について一考されることを望むものである。</p> <p>(イ) 少子高齢化が進み、地域社会の抱える課題は複雑化・多様化しており、地域福祉の重要性はますます高まると考えられる。地域福祉推進のけん引役として中心的な役割を果たすことにより社会福祉協議会本来の目的が達成されるよう、より一層の努力を望むものである。</p>	<p>「実施中」</p> <p>社会福祉法人会計に基づき、顧問税理士の指導のもと、脚注を加えるなど明確な決算諸表の作成を推進しています。また、平成 26 年度予算より、社会福祉法人の新会計基準へ移行する予定で準備を進めています。これにより、「資金収支」が重視されていたこれまでの会計から、法人全体の資産や負債、経営のバランスを総合的に見ることのできる会計へと変わることになり、より明確でわかりやすい決算諸表の作成が可能となると考えられます。</p> <p>「実施中」</p> <p>伊勢市と協働して策定した、第 1 次地域福祉計画・地域福祉活動計画(21～25 年度)に基づき、多種多様化した福祉課題の把握に努め、問題解決のできる地域福祉の向上のシステムづくりに努めています。</p> <p>現在策定中の第 2 次地域福祉計画・地域福祉活動計画(26～30 年度)により複雑化・多様化した市民の生活課題に対応し得る地域福祉の推進を今後も引き続き伊勢市と連携し図って参ります。</p>

【特定非営利法人 まなびの広場】

所管課等	監査結果（意見）	措 置 状 況
所管課 文化振興課	（ア）施設利用者の事故防止に向け、地震、津波など災害時の安全管理として、施設において危機管理計画を作成中とのことであるが、所管課においては、施設との連絡を密にして、指導、監督を行い、安全管理に万全を期されるよう望むものである。	「実施中」 引き続き、施設管理者との連絡等を密にし、施設の安全管理に努めてまいります。 また、消防署等の関係機関から、危機管理マニュアルの改善助言又は指導があった際には、直ちにマニュアルを改善するよう施設管理者に指導いたします。さらに緊急事態等を想定した訓練を定期的に行い、危機管理マニュアルの点検、更新を促してまいります。
特定非営利法人 まなびの広場	（イ）自主事業として、開館時間の延長によりホワイエ（ロビー）において地域との交流事業を行うなどの積極的な取り組みにより、会館の利用日数及び回数は年々増加しているものの、繰越分の赤字解消には至っていないため、今後も自主事業の充実などで利用者の拡大に努めるとともに、地域の文化の拠点として、広く市民に文化創造の場を提供されることを期待するものである。	「実施中」 伊勢市観光文化会館で行っている自主事業には、音楽鑑賞、事業の普及を目的としたものやカラオケ大会のように舞台にあがる参加型などがあります。 施設に親しみを持ってもらうためには、自主事業は施設にとって欠かせないものとなっています。 今後も自主事業の充実等を進めながら、利用者の拡大に努めるとともに、文化創造の場の提供を図ってまいります。